

第三回 參議院內閣・通信連合委員會會議錄第五号

昭和二十三年十一月二十九日(月曜日)

本日の會議に付した事件

○郵政省設置法案(内閣送付)

○電氣通信省設置法案(内閣送付)

午前十一時七分開會

○委員長(河井彌八君) これより前日に引続きまして郵政省設置法案、電氣通信省設置法案、両法案について両委員會の連合會を開きます。今日は岩本國務大臣が特に御臨席を願つておりますから、岩本國務大臣に対して御質疑のある方はこの際御發言を願ひたいと思います。

○中川幸平君 岩本國務大臣に一言お尋ねしたいと思ひます。前の議會に通信省の設置法案が提案されましたが、我々は十分に見たものではありませんが、相当大なる機構を以て提案されたのでありまして、その後撤回にはなりましたが、その際に通信省の職員組合の幹部諸君が我々に陳情に参られて、現在の機構ですら通信省は赤字を續けておるこの際に、何を苦しんのかような大なる機構で提案したのであるか、我々職員組合としては誠に了解に苦しむ、どうか國會において十分に考へて貰ひたいという話があつたのでありまして、我々がこれを審議するに當つては、余程慎重に考へなければならぬという考へを持つておつたのであります。ところが今回通信省を分離して、郵政省並びに電氣通信省の二省として提案された、而もその一省々々の機構を拜見しますると、相当大なる

機構に相成つておるのであります。

二省に分離する理由につきましては、通信大臣からいろいろと御説明を願つて、大体了解をいたしましたのであります。これを二省に分離するといひましたならば、最少限度の機構にすべきではないかという考へを持つておるであります。申上げるまでもなく、年々國費が膨脹いたしまして、現在ですら國民は負担に堪へぬ状態になつておるのであります。この際行政機構の大改革を考へまして、行政整理を断行するといふより他に方法がないと考へておるのであります。前議會におきまして、行政整理廳の設置法案が出た際に、私共が申上げたのであります。かように行政官廳を殖やすといふことは、誠に我々の意思には反するのであります。この行政整理廳は、今後の行政機構の改革に當つて、余程大きな役割をせんければならぬ役所であるから、むしろこの行政整理廳を非常に強力なものにして、各省を指導して、又各省を抑えて、どうしてもこの行政機構の改革を持つて行かなければならぬという大きな期待を持つて、この行政整理廳の設置を進んで賛成をするといふのであります。こういふことを今後各省の設置法案が、第四國會に續々出て来ることを思ふのであります。先ず第一に出ましたこの二省の設置法案につきましては、余程考へなければならぬと思つておるのであります。これらの点につきまして、國務大臣の御意見を伺ひたい。

と申す次第であります。

○國務大臣(岩本信行君) 只今の中川さんのお尋ねにお答えを申し上げます。お尋ねの趣旨は誠に御尤もなことでありまして、原則的には御質問の趣旨に全く同感であります。ただこの通信省分離問題は、その事情等について、通信大臣から詳しく説明があつたと存じますので、そのことは省かして頂きますが、只今御質問にありましたように、日本の國情として、行政の徹底的簡素化、若しくは行政整理、こういうことをせなかつたらん國情にあることは、我々の同意するところでございまして、目下その具体案を考へておるところでございします。ただ問題は、通信大臣から説明があつたと存じますが、電話、電信、郵便、というやうなこの仕事は非常に日本では劣つてゐる、この劣勢を挽回して、そうして二つに分けて、責任を持つてこの事業を振興させる、こういうところに趣旨があつたやうであります。而して私共は、今行政簡素化の問題について眞剣に取り組んで、数日中にも具体案を発表できると考へておるのであります。この問題は実は考へ方においては、むしろその意味を達成するために、電話とか、電信とか、郵便といふものが、もつと立派な働きをさせる、例えば地方公共團體と中央との連絡等において、短波施設によつて、これをもつと簡素化の方向へ持つて行く、或いは郵便然り、電話然りでございまして、そういう意味でこれは善用すれば行政簡素化に役

立つ、こういうふうにも考へてゐるやうな次第であります。併し御質問にありましたように、いわゆる徹底的なこの縮小を図る、こういう建前から行けば、この二つに分けるというものは損をしておるやうに考へられますので、全面的に國全体が行政簡素化といふことを考へる場合においては、將來の問題としてこの二つに分けられ、その中からどう簡素化するかと、こういうことで徹底して、今は二つになりますけれども、ただ殖やすという意味だけでなく、仮りに殖やしても、その中に簡素化する、こういう建前に、その他の省とも睨み合して、お尋ねのような趣旨に副ひたいと、かように考へておる次第であります。

○中川幸平君 重ねてお尋ねいたします。兎角一省を設置する場合には、局が三つや四つではどうも体裁が悪いといつて、局を七つも、八つも増やさう、從來の傾向があるといふやうに思つておるのであります。悪く言いますと、官僚行政の悪弊とでも申しましうか、左様に我々は考へて來たのであります。今回の郵政省、電氣通信省の新しい機構を見ましても、左様に考へる点が多々あるものであります。一例を申し上げますと、郵政省の中にだけ監察局というのがあるものであります。申しますまでもなく、近來各種公務員の不正行為が相當世間に現れておるのであります。私も決算委員會として、從來見ますやうに會計検査院の批難事項が、年

年多数に上つておる点から見ますと、この監察局を設置するといふことは理想ではありましようが、郵政省のみにこの監察局を置いて、全般の取締りをするといふことが、それ自体が郵政省の範圍でないかと、こういう考へを持つておるやうな感じがいたします。これを必要であるといひますならば、郵政省のみならず、各省にもこれが必要であらうと思ふのであります。これをいかに大臣直屬といひましても、かようなものは必要であるといふ感じを持たないものであります。これは郵政省自体の仕事である、郵便局、或いは簡易保險局、それ自体が監察官をそれ／＼に隷屬させて、その部内の業務なり、人事を監察するといふことが非常に効果的であり、特にこれを監察局という大なる機構を置く、而も地方に監察局の出店を掲げるというやうなことは、今日の時代余程考へなければならぬ問題でないかという考へを持つておるやうな感じがいたします。その他の局におきましても、いろいろあります。これらの点につきまして、行政整理廳としてのお考へを願ひたいのであります。尙電氣通信省に総務長官を置くことになつておるのであります。御承知のごとく、國家行政組織法の原案には、総務長官があつたのであります。この制度の外に、総務長官は必要がないといふことで、國家行政組織法に総務長官を削つたのであります。この國會の意のあるところをお知りの上で、この総務長官を置かれたのであり

まするか、この点を國務大臣にお尋ねいたす次第であります。

○國務大臣(岩本信行君) お答えを申し上げます。只今の御質問も御尤もなように、十分拜察するのであります。

が、左様きつと通信大臣から説明されましたと存じますが、電信電話、郵便等の仕事が優秀に比べて極めて遅れておる、そしてこれを先ず進めることが日本の再建の上に一番役立つ、こういうような強い考えから強力な助言があつて、この二つの分離が決まつたやうなわけでありまして。その観点から立つて、極めてこの省を模範的に、要するに新しくできる省でありますために、助言の点も極めて、そういう意味で、模範的なものを作り上げようというやうなことから起つたと考えられるのであります。而して監察局というものが郵政省にある、こういうこととありますが、これ亦その趣旨でありまして、郵政省の方は主として人間が対象になり、電氣通信省の方は主として機械が対象になる、こういうことで、人間の方へ郵政省の方は重点を置いたために、監察局というものが設けられて、そしてすべての監督を完備する、こういう考えから出ておるやうであります。電氣通信省に総務長官を置いた、これは監察局とは別の意味で、要するに機械がすべての要点になつておる、ということからこれは専門的な大臣に代るべき総務長官というやうな者が、必要だというふうに考えたことだと思ふのであります。併しそのしたことも御趣旨にありますやうに、行政簡素化の徹底と、こういう面から見れば、再検討を要するものなことはなからいと思ひます。今直ちに行政簡素化の徹底をやるならば、然らば新らしくここに提案するものから、そのうしろのいいやないか、こういう議論にもなつて参りますが、先般私が関係筋の、この方面を担当されておる方と、行政簡素化の問題について十分打合せをいたしました、要するに國全体の役所、こういうものに向つて徹底して簡素化をし、或いは又行政整理をする、こういう場合に全体を眺めて、そして誤りなく完璧を期するやうに、こちらからも十分應援をする、というやうなことで、相當の確信を持つておるやうなわけでありまして、御質問のやうな趣旨も、全体を見渡すときにおいて、再検討をすることにしたいと、このように考えておる次第であります。

○三好 始君 私は両省の定員の問題について質問したいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) ちよつと中川さん、議長から呼びに来ましたからこの席をお願いいたします。

「委員長退席理事中川幸平君委員長席に着く」

○三好 始君 行政組織法の第十九條によりまして、各行政機関に置かるべき職員は、法律でこれを定めることになつておるわけでありまして、今回提出されております設置法案には、定員を別な法律に定めることにいたしました、規定いたしました。ところが機械の問題と、定員の問題とは不可分の関係にあることが考えられるわけでありまして、当然職の定員は、設置法で規定すべきではないかと考えるのであります。これを別な法律に定めることにしたのは、どういふ根拠によつてあるかを先ずお伺ひいたしたいのであります。

それから第二の問題として、先般の通信大臣の説明によりまして、通信省を二省に分離しても、定員は殖やさない積りであるというやうな、意味の説

明があつたのであります。この点につきまして、常識上考えますと、今回設置されようとしております両省は、いずれも元の通信省に較べますと、非常に属大な機構であるやうな印象を誰しも受けて、果して現在の通信省の定員で、両省をやつて行けるかどうか、常識上疑問を持つておるやうなわけでありまして、岩本國務大臣は、果して現在の通信省の定員で、両省をやつていける自信が

ありであるかどうか、こういうこととお伺ひしたいのであります。それと関連しまして、先般通信大臣の申されまして、現在通信省の定員でやつていけるという御説明には、相當根拠がなければならぬと思ひます。

○國務大臣(岩本信行君) 三好さんの御尋ねにお答えを申し上げます。この定員を殖やさんということは、これは前内閣の立案當時から、一定いたしておりまして、現内閣におきましても、定員は絶対に殖やさない、こういうことであります。而して今御心配になりましたやうな、二つに分けて、そして今この定員だけでやつていけるか、こういうことでございますが、二つに分けました趣旨は、要するに責任を明確にする、要するに職場々々で、電氣通信の向は電氣通信の向、郵政の向は郵政の向と、責任を明確にする意味で、こ

んな大きな仕事一つになつておつて、例えば決算上からいきまして、或いは民間でいう収益、収入という方の面からいきまして、それがごつちやになつておつたというものでありますので、そこで二つに分けて責任を明確にして、働く張合のあるやうに、こ

ういふ趣旨から出ておるから、定員を殖やなくてもやり得る、かやうに考えておるし、同時に人を殖やすことは、この際許されぬ事情にありまして、御心配の点は、これは職分をお互いに考えて、この趣旨を理解したならば御心配の点はなからうかと、かやうに考えておる次第であります。それから何の根拠によるかということでありまして、お尋ねになりましたやうに、行政組織法の第十九條に、各省の行政機関に置かるべき職員は、法律でこれを定める、こ

うあるわけでありまして、これに準拠する性質にならうと存じますが、今度の立案されております電氣通信省の五十三條にも、それ、定員の問題は別に法律で定める、こ

ういふやうなわけでありまして、而して法律で定めるわけでありまして、その定める場合においては、責任を帯びてこの定員を確保する、固く守るこ

とところが郵政省の設置法案にも、電氣通信省設置法案にも定員を規定しておらないで、別な設置法以外の法律で定めるというこ

と、職の定員は法律でこれを定めるといふことと、必ずしも同じやうに考えることができないのであります。何故この設置法で定員を定めなかつたか、こ

○國務大臣(岩本信行君) お尋ねに對してお答えいたしますが、既に御了承と存じますが、各省設置法案というものが、この次の第四國會に提出する方法になつてお

○理事(中川幸平君) 岩本國務大臣に御質問ありませんか。

なつていて、第四号では、自から逮捕したときというふうに矛盾をしておる部分があるのでございますが、この点について御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(小池行政書) 只今の御質問に對してお答えいたします。郵政監察官は二十七條の二号によりまして、「被疑者の逮捕を必要とする場合は、警察官又は警察吏員である司法警察職員にこれを逮捕せなければならぬ」とありまして、みづから逮捕の権限は持つておらないのであります。併しながら、現行犯は刑事訴訟法によりまして、何人といえども逮捕することができるとございす。従つて郵政監察官といえども、我々と同じように現行犯は、法律の認めるところによりまして逮捕できるのでありますから、四号に、さうに書いておる次第であります、その点は刑事訴訟法の定むるところによつたわけでありま

す。

○千葉信君 更にお尋ねしたいことは、次の五項目でございすので、一項毎に申し上げたいと思ひます。第一項は、郵政事業の犯罪が最近非常に多くなつて、そのために郵政監察官の必要が認められると、こう考えられるのでございす。これはさういふ郵便事業に対する犯罪が多くなつたために対処した一時的なものか、それともこれを恒久的にする意向をお持ちであるかどうか第一点。

それから第二点は、郵政監察官は、司法警察官と同様、武器を所持するかどうかこれが第二点。

第三点は、郵政監察官が司法権を持つて行つた職務の範囲はどうか、例えば

郵政従業員の労働関係などの諸事件に郵政監察官が當り、労働組合を彈圧するといふようなことがないか、さういふことは郵政監察官の職務の外とするならば、この法案はその点が明確でない部分がある。

その次に、第四の点は、郵政監察官の定員は大体何名くらいに考へておるか。

その次は、第五点としては、郵政監察官の任用はいかなる方法で行われ、その待遇はどういう程度に考へておるか。

以上大体五項について御質問申し上げます。

○政府委員(鈴木一君) 千葉委員の御質問にお答えいたします。

第一点の郵政監察官は、最近の事業上りろ／＼事故、犯罪が多くなつたから、臨時的に設けるのかといふお話でございす。先程申し上げております通り、郵便事業の性質上相當有價物件を取扱います。而かもそれが殆んど人手によつておるといふ關係から、從來とても通信省に監察制度といふものはあつたのでございす。更にこれを拡充いたしまして、非違、事故等のないようになしたいといふのが、今般監察官制度を設けました所以でございまして、今日事故、非違が多

いから設けたといふ、臨時的なものではないのでございまして、恒久的な意味を持つておるのでございす。

第二の武器を持たせるかどうかといふ問題でございす。これはこの二十七條の第二号にもあります通り、被疑者の逮捕を必要とするような場合には、警察官又は警察吏員である司法警察職員に、これを逮捕してもら

うといふことになつておりまして、尤も人権に關係を及ぼすようなものは、郵政監察官の職務の範囲内と見ております。従つて制服等も着ておりませんし、武器も持つておらないのでございす。

尙第三の郵政監察官が郵政に對する、郵政業務に對する犯罪に對して、処置をいたします場合に、労働組合或いは労働運動等に對する彈圧をせないかといふ御質問でございす。ここに第二十七條に「郵政業務に對する犯罪」といふことを書いております。この「郵政業務に對する」といふのは嚴格に私共解釈いたしております。具體的に申し上げますと、第一は郵便事業關係の法令に規定する犯罪、主としてこれは郵便法上の問題になると思つておりますが、それが一つであります。その次に業務の取扱中になされた犯罪でございす。例えば郵便物の窃取であるとか、詐欺であつたとか、或いは過徵金等の横領といふような業務の取扱中の犯罪、第三番目におきましては業務の利用關係から生ずる犯罪、例えて申しますと、外部の人が爲替貯金の証書を偽造、変造いたしまして、詐取するとか、或いは保險金の詐取といふたような問題が外部の問題としてあるものであります。この三つを私共は嚴格に解しまして、これが郵政業務に對する犯罪であるといふふうに考へております。従いまして、從業員の労働運動とか、労働法規に關する問題といふものを、取扱うといふふうな意思は、毛頭持つていないのでございす。

第四番目の定員の問題でございす。ことに二十六條に郵政業務の監察を行はせるために、郵政省に郵政監察官七百人以上を置くことである

りまして、今私共は直ちに何人置くといふことは申し上げられないのであります。が、大体まあ七百人以上を限度として、法定した範囲内で決めようと思つております。尙その任用等におきましては、勿論郵政監察官の任務は事故であるとか、或いは非違を裁く立場に立ちます以上、業務に對する知識経験といふものは、十分持つていなければならぬと同時に、人格識見等につきましても、相当吟味されなければならぬのであります。従いまして、その任用等につきましては、慎重に考へたいと思つております。従つて、これが考究いたしまして、過ちのないようにいたしたいと思つてございす。

従つてこれだけの知識経験なり、人格識見を持つた者でなければならぬことは、必然的に待遇も相當の待遇を與えなければならぬといふふうに私共考へております。併し今これを今日の職階制の下において何級俸を支給するかといふ具體的なところまではまだ決まつておりません。以上を以てお答えいたします。

○千葉信君 了解いたしました。ただそのうちの私の第二項の質問に對する答として、つまり郵政監察官に、武器を携帯させるかどうかといふことの質問に關連しての御答弁によりまして、二十七條の第二号によつて、逮捕は司法警察職員にさせるものであるから、必要がないといふ論議に立つての御答弁でありましたが、遺憾ながらこの点に關しては、先程の質問に對する御答弁にもありましたように、最も危險な状態を予想される現行犯人の場合に

は、みづから逮捕させるという先程の御答弁と聊か矛盾するやうな点がございすので、この点について……。

○政府委員(鈴木一君) 現行犯に對しましては、実は誰でもそれを見付けた者は逮捕できるのであります。監察官だけが出来るものでも何でもない。従つてその意味におきましては、監察官も我々も全く同じ状態に置かれるわけでありまして、従いましてさういふふうに監察官だけが現行犯を捕えるといふものではないのであります。監察官といひましては、その意味においては、全く普通人の我々と立場が全然同じでありますし、問題にはならないのではないかと考へております。

○小林勝馬君 大臣にちよつとお伺ひしたいのですが、この両省設置法案におきまして、本省關係の部局その他の点は、細部に至るまで細かくこの法案に盛りられておるようですが、地方機關に關するものは、非常に簡単に片附けてあるように思ふのでございす。その區域その他は政令その他によることになつておりますが、現在各地にありま通信局、並に郵便局、電信局、電話局、さういふものは、いかにようにお取扱ひになるか御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(降旗徳彌君) 只今の御質問の点は政令を以て規定することになつております。細かいことは係から答弁いたさせます。

○政府委員(鈴木一君) 御案内のやうに、今度の行政組織法の下に各省の設置法はできるわけでありまして、この内容等については、書くべき事項につきましては、相當詳細に亘つてここに掲げてあるわけでありまして、地

方の機関に對しましては、大体本省の機構と同様の機構で、少くとも電氣通信省、郵政省の線は参るのてございまして、そうして地方機関に對しましては、從來或いは公達程度でやつておるのでありますが、恐らく今後はこの本省の機構の線に沿ひまして政令等に相成ると思ひます。大体この本省の機構を受けまして参ることと存じます。

○小林馬君 重ねて伺ひします。現在地方にある逓信局並に電信局、郵便局その他いわゆる両方かけ持ちのものが多数ありますので、こういう点をいかように分離して行くようにおやりになるかということをお聞きしたい。

○政府委員(鈴木一君) その問題は同様に本省の面におきましても考へておられるのでございまして、地方の逓信局におきましての仕事は、例えば秘書課であるとか、厚生課であるとか、労働課であるとか、経理課であるとか、いつたような、いわゆる事務部面と申しますか、共通面はありますのでありますが、併しこれを私共仕事を實際しております面から見ますと、その担当にはおのずから区別があるのでございまして、そういうふうなわけでありまして、或いは全然はつきりいたさない場合におきましては、定員の数で按分すると、か、そういうことも考へられるのでありまして、實際行います場合には、それ程の困難はないと私は考へております。

○小林馬君 行政簡素化を叫ばれているのに、地方においてはいわゆる本省と同様にいろいろな部局ができるわけでございますから、いろいろな点に人員の増加を来しはしないかと思うの

でございしますが、この点について大臣の御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(藤原謙三君) 御承知の通りに、民主自由党におきましては、今日行政整理の問題を取上げておりまして、従つて私共といへどもこの範疇を逸脱して人員を増やすということとはできないことでありまして、今日御存じの通り、二省設置の問題につきましても、冗員を増加するようなことがあつては困る、これが重大な問題でありまして、先程岩本國務大臣からも申された通りに、前内閣におきましては絶対人員を増加せずの鉄則を確立しております。従つてこの案を継承いたしました私といたしましても、冗員を設けない前内閣の方針を厳守する立場から、御懸念のようなところはあくまで全力を盡して善処して行きたいと思ひます。

○小林馬君 了承いたしました。○藤原眞治君 郵政省設置法案の十七條、それから電氣通信省設置法案の四十五條の病院、診療所、療養所でありまが、現在病院、診療所、療養所といふものはどれくらいございましてかといふこと承りたい、尙先達つて小林委員のこれについての質問の際に、この診療機関を両省に分けるのだというお話がございしましたが、どういふふうにお分けになるおつもりなのか承りたいと思ひます。

○政府委員(鈴木一君) 現在逓信病院としてございましては、主として各逓信局に一所程度であります。が、やや人口等の關係によりまして全國に十五、診療所は全部で二百二十、その外療養所は三つございまして、これは療養所と申しますより、逓信病院とい

いう形をとつていのでございまして。現在これだけの診療施設を持つていのであります。が、尙各現業局におきましては、医者を嘱託いたしまして、従業員の診療に當らせているのでございまして、大体今日全従業員を相手として考へておりますので、今度二つに分けますときには、これが兩者に適當に按分されなければならぬのでございまして、従ひましてその方法等につきまして、今折角考へ中ではございますが、この両省設置法案が通過いたしますれば、その線に沿ひまして具體的に取り運びたいと考へております。

○藤原眞治君 病院、診療所或いは療養所といふものは、作るにいたしますと随分大きな経費もかかります。が、これをお分けになるといふと、或地区においては郵政省の病院があるからいい、或地区においては電氣通信省の療養所がなくなる、こういう結果がでやしないかと思ひますが、これは從來通りに、両省によつてこれを使うといふふうに進まれたほうが、いいのじやないかと考へられるのですが、この点についてはどういふお考でございましょうか。

○政府委員(鈴木一君) 全く御趣旨の通りでございます。かに分けるといたしましても、その主管を決めまして、實際の利便を受けます場合には、兩者差異のないように取計りたいと考へております。

○藤原眞治君 次に第十九條でござい。ます。郵政省設置法案十九條、電氣通信省のほうにもありますが、同じことですから、この十九條のほうでござい。いたしますが、健康保持の対象が、

郵政省の職員及びその家族となつておりますが、これは郵政省の職員及びその家族と限定されておりますのでし。うか、いかがでしようか。それと尙これを健康保険の被保険者として取扱。になるのか、或いは被保険者としてで。なく、ただ職員ということだけで取扱。になるのか、その取扱方法について承りたい。

○政府委員(鈴木一君) これは現在におきましても、逓信省職員及びその家族に限定いたしております。そうしてこれは單に職員及びその家族ということでないに、健康保険の被保険者としての措置をいたしております。これは共済組合が現在そのほうの代行をいたしておりますので、共済組合との關係になります。が、お示しの通りであります。

○藤原眞治君 新しい医療法で、公的医療機関といふものが決められておりますが、こ。ういふふうな公的医療機関との關係はいかうになつております。しょうか。

○政府委員(鈴木一君) 厚生省の政令によります公的医療機関、その範圍にこれはやはり入るのでござい。ます。

○藤原眞治君 公的医療機関といたしますと、対象が恐らく郵政省或いは電氣通信省の職員、家族だけに限定され。ない、一般の診療、或いは保健増進も扱わなければならないといふことにな。るのじやないかと存じます。が、いか。がでしようか。

○政府委員(鈴木一君) 私共といたしましては、逓信省の設置いたします。る病院につきまして、一般の医療の問。題に對して、主管いたしております。

厚生大臣の承認を経なければなら。ないことは考へておりました。それ。に他の一般の公的な意味におきまし。て、他の一般の療養をしなければなら。ないといふこととまで、実は考へてお。らないのでありますが、今調査いたしま。して御回答申し上げたいと思ひます。

○藤原眞治君 そうしますと、病院或いは診療所において、診療を受け。ます。そういう場合の診療方針といふもの。が、先程の御説明によりまして、大。体においては健康保険を標準にしてや。る。といふように了承いたしました。が、そ。うしますと、その病院、診療所の経営。といふものは、これは特別会計でお。やりになるのでござい。ますか。一般。會計にしておやりになるのでござい。ますか。

○政府委員(鈴木一君) 病院、診療。所、療養所の経営の点であります。が、先程私は健康保険の代行を、共。済組合がやつておりました。その点に。おいてこの病院、診療所を利用いた。して。おるといふ意味に申上げたのでござ。います。根本の趣旨は、やはり従業員。及び家族の健康を保持するといふこと。が、建前になつておるのでござい。ます。従つてこの経費等は、成るべく。その実費を取るにはいたしております。が、現在では相当やはりこの病院。方面が、若し病院だけで計算いたしま。すれば、多少の赤字は出ておるので。ござい。ます。要するに私の方といたしま。しては、その根本に健康を保持する。といふ、單に健康保険制度の範圍以上。いう、單に健康保険制度の範圍以上。に。健康の管理といつた方面にまで、この施。設を利用いたしております。別に特別。會計にはいたしておらないのであり。ます。

○藤森眞治君 病院或いは診療所の行き方というものは、現在の健康保険の診療、或いは診療方針というものは、大体において適正なる診療方針として國で認められておることになつておりますが、成る程郵政省、或いは電氣通信省には、特に優遇するという目的で、非常に輕費の診療をやるといふお話でございしますが、そのために赤字が出るけれども、これは健康保険の標準によつて運営されて、決してこれが不当なものではない、高いものでないといふことになるのでございしますが、尙それを敢えてそういう機関にしなければならぬという理由は、どういふ点にあるのでございしましょうか。

○政府委員(鈴木恭一君) 只今のお尋ねの健康保険制度の下よりも、より安い料金、負担と申しますか、それでやつておるのはどうかという御質問でございしますが、実は只今申上げております通り、積極的にこういうふうな病院、療養施設を設けて、通信事業の健全な発達、従業員の健康保持ということに着眼いたしておりますので、その方面にも相当の経費を必要といたしております。それがいわゆる健康保険制度の範囲よりも廉い経費ということの意味が、実ははつきりいたさないのではありませんが、そういうふうな意味におきまして、全体の健康保持という点からいたしますと、いわゆる健康保険制度の本当の医療費、診療費といったような範囲よりも、相当廣い範囲においてこういうふうな制度を運用いたしておる、こういうふうな御回答申上げたらばお分りになるのではないかと思います。

○城義臣君 只今まで内閣通信委員会

で数日來慎重に審議して参りました今回の郵政省設置法案、並びに電氣通信省設置法案、これは本來七月二十二日附マッカーサー書簡の趣旨に基き、事務の能率を如何にして昂揚せしむるかという趣旨で両部門に分離をする、こういう再編成の劃期的なものであります。各両委員から慎重な質疑も出ておまして、大体この辺で一應質問は済んだのではないか、思われますので、実は質疑打ち切りの動議を提出したいと思ひます。どうぞさよう……。

○理事(中川幸平君) 連合委員会の質疑打ち切りの動議がございましたが……。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(中川幸平君) それでは御異議ないものとして採決いたします。それでは連合委員会をこれで閉じることになります。これを以て散会いたします。

午後零時八分散会
出席者は左の通り。

内閣委員		委員		通信委員	
理事		理事		委員	
河井 彌八君		カニエ邦彦君		大島 定吉君	
中川 幸平君		藤森 眞治君		小林 勝馬君	
松本治一郎君		荒井 八郎君		渡邊 甚吉君	
城 義臣君		三好 始君			

委員		國務大臣		政府委員	
西川甚五郎君		通信大臣		通信政務次官	
深水 六郎君		國務大臣		通信次官	
新谷寅三郎君		岩本 信行君		通信事務官	
千葉 信君		降旗 德彌君		(大臣官房)	
		鈴木 直人君		監察部長	
		鈴木 恭一君		小池 行政君	

昭和二十三年十二月十三日印刷

昭和二十三年十二月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局